

日本国防衛省とアメリカ合衆国国防省との間の防衛装備品等の供給の安定化に係る取決め及び日本国の防衛省と日本の防衛関連企業との間における行動規範に関する覚書

防衛省（防衛装備庁を含む。以下「甲」という。）及び一般社団法人日本防衛装備工業会（以下「乙」という。）は、日本国防衛省とアメリカ合衆国国防省との間の防衛装備品等の供給の安定化に係る取決め及び日本国の防衛省と日本の防衛関連企業との間における行動規範の運用に関し、次のように覚書（以下「本覚書」という。）を取り交わす。

（目的）

第1条 本覚書は、甲が乙と協力して日本国防衛省とアメリカ合衆国国防省との間の防衛装備品等の供給の安定化に係る取決め及び日本国の防衛省と日本の防衛関連企業との間における行動規範を運用するに当たり、それぞれの役割を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本覚書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 取決め 「日本国防衛省とアメリカ合衆国国防省との間の防衛装備品等の供給の安定化に係る取決め」をいう。
- (2) 行動規範 本覚書に附属された「日本国の防衛省と日本の防衛関連企業との間における行動規範」をいう。
- (3) 会員企業 乙に加入している企業をいう。
- (4) 認定日本企業 取決め第1項a号に規定する認定日本企業をいう。
- (5) 第三者 甲を含む日本国政府、アメリカ合衆国国防省及び乙以外の者をいう。
- (6) 会員企業情報 乙が管理する乙の会員企業に関する連絡先等の情報をいう。

（認定日本企業情報の提供）

第3条 甲は行動規範第5項に規定する認定日本企業の登録簿のうち、次条及び第5条を実施するに当たり必要な範囲の情報を乙へ提供するものとする。

(行動規範への周知等の取組みの実施)

第4条 乙は、取決め第3項及び行動規範第6項に基づいて行われる優先的支援が円滑に実施されるよう、甲と協議の上、必要に応じ会員企業に対する取決め及び行動規範に関する周知等を実施するものとする。

(会員企業たる認定日本企業からの意見等の提出)

第5条 乙は、会員企業たる認定日本企業から取決め及び行動規範の運用に関する意見等が提出された場合は、甲へ提供するものとする。

(費用)

第6条 甲及び乙は、前三条を実施するに当たっては、互いに費用を請求しない。

(情報の取り扱い)

第7条 情報の取り扱いについては、以下のとおりとする。

(1) 乙から甲に提供される会員企業情報

ア 甲は、本覚書有効期間中及び解除後も乙から提供を受けた会員企業情報を甲内で共有、利用、編集、分析及び統合することができ、かつこれにより生成した派生データを日本国政府内及び米国国防省と共有することができるものとする。

イ 甲は、前号の場合を除き、本覚書締結後（解除後を含む。次項において同じ。）、乙の許可なく、乙から提供された情報の一部又は全部を第三者へ開示、供覧及び提供してはならない。

(2) 甲から乙に提供される第3条に規定する提供情報

ア 乙は、本覚書締結後、甲の許可なく、第3条に規定する情報の一部又は全部を第三者へ開示、供覧及び提供してはならない。

イ 行動規範第4項に基づき認定日本企業が行動規範から脱退したときは、乙は、甲から提供された当該企業に関する情報の一切を廃棄する。

(覚書の解除)

第8条 甲及び乙が必要と認めたときは、1か月の予告をもって、本覚書の解除又は停止をすることができる。

(協議)

第9条 本覚書の実施に関し、覚書事項の変更その他必要な事項が生じた場合は、その都度甲及び乙は協議するものとする。

(その他)

第10条 本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自その1通を保管する。

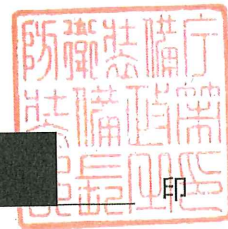
附 則

本覚書は、令和5年2月5日から適用する。

甲 住所 東京都新宿区市ヶ谷本村町5番
1号

所属 防衛装備庁
役職 装備政策部長

自署



乙 住所 東京都新宿区下宮比町3番2号
所属 一般社団法人日本防衛装備工業会
役職 専務理事

自署

印